

第十三回 参議院建設委員会會議録第十七号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)午前
十時四十五分開会

三月二十日委員三輪貞治君辞任につ
き、その補欠として門田定藏君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常猪君
深水 六郎君
小笠原三男君
門田 定藏君
松浦 定義君

政府委員

建設政務次官 塚原 俊郎君
建設省都市局長 八嶋 三郎君
建設省住宅局長 大村巳代治君
事務局側

常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 達三君
常任委員 會專門員

本日、の會議に付した事件
○屋外広告物法の一部を改正する法律案
○公營住宅法第六條の規定に基き、承認を求むるの件

○河川、道路、都市及び建築等各種事

第十六部 建設委員会會議録第十七号 昭和二十七年三月二十六日【参議院】

業並びに国土その他諸計画に關する調査の件
(十勝沖地震による災害報告)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

先ず屋外広告物法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法案に御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記始めて下さい。

何か御質疑ございますか……御質疑ございせんか……別に御発言もございせんければ、質疑はないと認めてよろしくございますか。

○田中一君 もう一点伺いたいのですが、民有の、個人の塀とか何とかに誰かがやつた場合に除去するのは誰が除去するかという事です。個人の持つてゐる塀なり建物なり、そういうものに誰かが或いは広告文を書くとか、或いは屋外広告を直接やる、そういうものをやるという場合には、それは除去するのは誰がやるのかということをお願いしたい。

○政府委員(八嶋三郎君) 今のところはつとわかりませんでしたが、やはり違反の広告物で相手方がわからんという意味でございましょうか。

○田中一君 わかつた場合でも、又わからん場合でも結局同じになりますか……

○政府委員(八嶋三郎君) わかるという場合は、大体その相手方の了解を求めた上で他人のものにやらせるというようにこちらからは指導いたして

おるのではありません。その場合においては結局両者の間においての話し合いで誰かが撤去するというのが、当然に広告物を掲示した者がやるのが原則だろ

うというように考えます。それから違反した場合はやつとは、これはこの規定によつて消すとか何とかいうやつは直接やつていいのじやないか。併しこの

ような場合におきましては相手方に一応の了解をつけておくほうがいいのじやないかと思ふのですが、方法としては直接やはりここに書いてあります都道府県なり市長村というものがやるのが当然じやないかと思ふのです。

○田中一君 仮に建物の壁面に誰かがペンキで以てて広告文を書いたという場合ですね。これは消すのは直ちに消してよろしい。違反の場合ですね、これはその費用はそうすると損害賠償は取れますか。若し所有者が自分で以てペンキでやるのは相当今千円、二千元でできない、場合によれば足場を掛け

てやらなければならぬのです。それを消す費用というものは損害賠償を都道府県が管理するならば都道府県が出して、或いは無届の場合は相手方がわからんものに対して告訴もできませんし、そういう場合の損害は誰が負担するのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 私はそういう場合において消すのは都道府県なり市町村がやるのが当然だろうというこ

うことを申上げたので、本人からの賠償の問題はないのじやないかと思ひます。

○田中一君 自分の建物を侵され、その本人は直ちにこれを消してくれという要求を、都道府県が執行者ですから違反建築取締の執行者に申出る、併しちよつと待てと、これは相當の期間を置いて一遍調べてからそれから消すか

ら待て、それは困る直ちにやつてくれと被害者がそういう申立をした場合には、やはりこの條文によるところの但書の項のように相當の期限を定めてそれに以てて除去すべき旨及び直ちに除去しないときは云々というこの手續を経なければできないというのは非

民主的だと思ふのです。又個人の財産権と言いますか、個人の主権というものを侵すことになるのじやないかと思ふのですが、その点如何ですか。

○政府委員(八嶋三郎君) このものを消すといつたような簡単なものは但書を利用して私はすぐできるという工合にこの法文を解釈いたしておるのではありませんが、ただ大きな何か物でも人の家の軒下に付けたといつたようなことは余りないだろうと思ふのですけれども、そういう場合は一応はそういうことになるだろうと思ふのです。財産権という形においてそういう場合のときには緊急的な措置ということとは考えられんことはないだろうと思ひます

けれども、その條例の定めるところによつての期限をすつと短縮することができるとも考えられます。ただまあ人

の軒下に大きな物を持つて掛けるというものをその人は知らんというようなことは先ずないだろうと思ひますが、多くの場合は今お話のようにいろいろものを書いた、別に書いたといつたような場合はこれはもうすぐ塗り潰せば、本文のほうで私は當然でござい

う工合に考えております。

○田中一君 ものを書いたものは直ちに消せると言ひますけれども、十尺上に、脚立を持つて来て十尺上にペンキでものを書いた場合、これを消すのは

その簡単なものじやないのです。数千円の金がかかるのです。これを都道府県が直ちにその費用を以て消す。まあ消せない場合があるのです。時間的に人がないとか、金がないとかで以て。都道府県が、これに対してどのくらいの費用の予算を取らせようとして

いる意圖があるあなたにおありになるのか。それから又個人が、民有の、所有者が非常に困る、速刻やれというところのそれを受ける相手というものは都道府県ならば、それは直ちに消せ、直ちに除去してくれと言つたときには恐らくこの執行者はこの法律によつて、いやちよつと待つてくれ、これは誰のものかわからんから一定の期限を置いて一定の操作もし、それから除去するよう

に請求して、なお掲げた者が現われなから止むを得ずこちらからやろうと、そうすると結局所有者の主権を侵すことになるのです。侵すことは三日でも四日でも侵すことになる。あなた

の言つてゐるやうに一時間、一時間

でも侵すことになるのです。やはり違反事項は直ちに除去するのが当然と思ふのです。その消してくれないから止むを得ず自分でやる場合があるのです。自分でそれを消す。そうするとそのいうことは主権は侵され、自分で費用を分担してそのいうものはちよつと消せばいいのだとおつしやるけれども、それは落書ならば消してもいいのですよ、けれども大きな、ペンキででも一番上にやられる場合があるかも知れないのです。こういう法律がありますと、この裏をくぐつてやる、その場合どうするかということなんです。従つてこれはそんなもの簡単だから費用がかかるとおつしやるけれども、かかるものなんです。あなたは実態を知らないのですよ。

○政府委員(八嶋三郎君) まあ言葉を変すようでごさいますけれども、決して費用が多くかかるから県がやるかというふうなものではなくて、ペンキ的なものはそれは何処あるとこれこそへ上つて消すというのは都道府県知事なり、或いは委任された市町村長が消すというのは当然な処置だろうと私は思つております。ただ大きな物件を、広告物を、掲示する物件を、今申上げたような但書はありますけれども、それ自体は私はすぐやるべきだというふうに解釈いたしております。

○田中一君 そういふ物件を、個人の持つてゐるものに物件をぶつけると、そうするとその被害者はそれを自分で勝手に除去しちやいけないことになつておりますね。都道府県が執行者にならんと、いわば広告物に対してはいけない。例えば一つの例とすればまあライオン商標の工場へクラブ商標の板を

打付けて知らん顔をしておく。ただ張られたという損害ばかりじゃないのですよ。こういうことが言えるような法律を作るといふことはいかんというのです。その本人が直ちにこつて消す、或いは直ちにこの執行者がそれを除去しなければならぬ、義務を負わせるということが正しいと思ふのです。それを違反建築を知つてやることはこれは一定の期限とか何とかいうことは民主的だといふようにあなたの先般の御説明やおつしやつてゐるのですけれども、非民主的だと思ふのです、甚だ……。個人の主権を侵してそれが單なる自分のところに広告物を張られたとか、木の広告物を打付けられたといふのじやなくて、自分の持つてゐるところの商品なり、営業なりの営業妨害といふ点からでも殆んど損害請求をしなければならぬやうな事態が起るかも知れないのです。例えばここに自分のほうで今日いつからいつまで売出しをするとか、或いはどこで催物をするといふ場合に逆に妨害してやる場合もありますね。これは内容の問題ですけれども、併しながらそういう場合に直ちにそれを除去するという原則でないならば却つてその違反建築物なり、違反構造物なりを増大する危険があるといふことなんです。今局長の御説明では不満足です。もう少し具体的に被害者を守り、又都道府県の執行者の義務といふものををはつきりと明確に規定して頂きたいと思ふのです。その点どうでございませうか。

○政府委員(八嶋三郎君) 今の個人との間の問題はこれはどうも私法上の問題でありまして、実はこの屋外広告物の法のような公法的な規定というものは

私はやはり都市の美観とか危険の防止とかいふことに重点を置いて考えらるべき問題であつて、そういうやうな場合には、ときには相手方がわかつた場合においては軽犯罪の規定の適用もあるだろうし、又刑法上の規定の適用もあるだろうと思ひますが、この屋外広告物法は飽くまでも都市の美観を守り、いわゆる危険物の除去の問題を考へておるのでありまして、個人と個人との間における損害とか何とかといふたやうな問題につきましては、実は触れておらんといふ形でございしますが、ただまあいふ／＼とそういうやうな事例等もあり得る場合におきましては、できるだけ都市の美観のために私どもはできるだけ早くやりたいといふ気持はよくわかるのであります。田中先生の御説はよくわかるのであります。が、広告物を掲示する物件につきましては、多少の慎重な態度をとるほうがいいのじやないかといふやうな意味におきまして、実はこの但書を入れたといふ工合に一応御了承を願ひたいと思ひます、何通も同じやうなことを申し上げるようでございしますが……。

○田中一君 例へば保安林とか緑地帯とかいふものもこの規定に入らぬと思ふのですが、これは單にこれのみじやないのです。個人の持つてゐるもので民有地も入るのですから、包含されることになるのですから、その場合を考へると、私は原則としては直ちにそれを除去するといふ基本的な態度を持つことが正しいのじやないかと思ふのです。あなたは今都市の美観とおつしやるが、都市の美観ばかりじやないのです。山のほうの美観もありますし、又そのものは民有地もあるのです。それ

はそれで別のほうの法律で以て取締ればいいじやないかとおつしやるけれども、ここに不備な法律を作つてそういう助成するやうな形というものは、これは考えられないのですよ……。申上げてでもどうもこのまま固持しようとなさるならば、どうぞ委員長の権限で探決して貰ひません。

○赤木正雄君 私も卑近なことを一つ二つ伺ひたいと思ひます。電柱とかああいうやうなものに、いろ／＼な広告が貼つてありますが、あれは違反になつておるのですか、なつていないのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 電柱は実は第四條の二のところでは、この点は実は法律の上においては書いておらないのでございします。ただ「前各号に掲げるものの外、当該都道府県が特に指定する一物件」といふ場合におきましては、時には府県においてやつておる場合もあり得るかと思ひますが、東京あたりは、これは東京あたりの條例におきましては、広告物條例の……これはお手許に行つていと思ひますが、……東京のやつは第六條に「電柱を利用するもの」といふので、知事が表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について規格を設けたときはその規格によらなければならぬといふので、一定の規格を定めまして、そうして許しておるといふ形にいたしておるのをごさいます。

○赤木正雄君 そういたしますと、東京の條例をよく読めばわかると思ひますが、我々がすぐ目につく各電柱に貼つてありますあれは、違反なんですか、どうなんですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 規格を定め

ておりますけれども、禁止地域はいか

んが、禁止地域以外につきましては、あ

結局は一定の大きさを示しまして、あ

れは縦が幾らか、横が幾らかといつた

やうなものを示しまして、それで貼る

ことはよろしいといふことに大体東京

都がいたしておるやうでございします。

○赤木正雄君 例といたしまして、参

議院の前の電柱とか、或いは国会の前

の電柱に貼つてありますが、あれは違

反なんですか、どうなんですか。

○政府委員(八嶋三郎君) ここは美観

地区であり、私はいかんと思ひます、

それは。

○赤木正雄君 では、ああいうものを貼つたのは、先ほど田中さんの御意見もありましたが、違反行為は何日まで置いてもいい、或いは日にちは……まあ期日の問題ですね、期日の問題から申しますと、何日間あれを貼らして置かせようといふのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) そういふものはすぐ取拂、こういうわけなんです。

○赤木正雄君 實際は、田中さんのお話にあつたやうに、なか／＼とれませんね。あれはどうなんですか。

○政府委員(八嶋三郎君) これは実はこの法律がなかつたといふのがその欠点でもありますが、併し一つは人手が足らなかつたといふ点もあつたやうと思ひますが、今度は一つやういふことを絶対にやらさんやうにやましく言ひ、それには法律的の根拠を與えてやろうといふのが、今回法律の改正をしやうとする一つの大きな理由でもあるのです。

○赤木正雄君 先ほどの田中さんの御質問に関連いたしますが、やはりああいうふうな方に貼つてあるものを違

反行為と認めて、これを除去させる
と、これは相当な費用が私に要すると思
うのです。それは当然東京都として計
上してやることと思いますが、どうで
すか、この法律が出る以上は……。

○政府委員(八嶋三郎君) お話の点は
当然だと私は思っております。だから
これによつて一つ東京都にもやらせた
かと思つております。費用も計上させ
たいと思つております。

○赤木正雄君 もう一つ、銀座の道路
なんかに対して、映画と申しますか、
或いは幻燈と申しますか……これは美
はこの法案を審議する初めに問題にな
つておるのです……そういう、広告を
道路の上に一瞬間でも出す、こういう
ものはどうなんですか、違反ですか、違
反でないのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 道路の上に
出す問題につきましては、道路取締令
ですか、それによつての取締は私は当
然に受けるものであらうと思ひます。

○赤木正雄君 従つて違反行為です
か。

○政府委員(八嶋三郎君) 道路の上に
出るといふことになれば、道路上の問
題があらうと思ひます。取締令による
一つの違反だと思ひます。

○赤木正雄君 そのときの時間の問題
ですが、幻燈のように銀座を通る人の
多くの眼に触れるように、ほんの一瞬
ばつと出してすぐ消してしまふ、こう
いうのはどうですか。(笑) これはこの
前も問題になつたのです。

してこの広告物法のいわゆる対象物に
はならぬと思ひます。

○赤木正雄君 それならば田中さんの
御説の通りに、真に広告価値があるよ
うにすれば或る種の広告を一瞬間、ほ
んの一瞬間、道路に出したほうがい
い。これは非常にいいのであります
が、それはこの法案では取締の範囲外
に属するのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 第二條にお
きまして、『この法律において、屋外広
告物』とは、常時又は一定の期間継続
して『こういうふうなことを書いてお
りますので、広告のいわゆる価値とか
何とかいつたようなことは、実は触れ
ておらないのであります。飽くまで
もこの法律の目的というものは、広告
をするにやまひを都市の美観風
致を維持し、公衆に対する危害を防止
するといふところにこの法律の主眼点
を置いてゐるのであります。

○赤木正雄君 そういたしますと、こ
れなんかばつと道路に現わすものは、
あなたのほうの観点から申しますと、
広告物とは見ておられないわけでは
ない。

○政府委員(八嶋三郎君) お話の通り
でございます。第二條において定義を
さういふふうにしたしております。

○赤木正雄君 そういたしますと、非
常に法律には欠陥があるように思ひま
すが……。(笑)

○小笠原三三男君 だん／＼聞けば聞
くほど問題になるような点があるので
ございますが、(笑)要するに私たち
地方におつて、條例が一昨年ですか出
て以来、それが守られてゐるかどうか
というところについては、これは相当疑
義がある。法律が出たらそれが実行さ

れるようになくちやいかなと思つので
す。ところがそれが空文化して、そう
して実態としては旧態依然、広告その
他が氾濫する、違反広告が氾濫する
というようなことではいかんと思ひま
す。やるならばしつかりやらなくちや
いかんと思つたのですが、先ほどの御答
弁では、やはり費用もかかるようであ
ります。その場合に、例えば東京都は
大きいでしょうが、地方の中大都市に
おいても専任のそういう監察し、又除
去する職員を必要とするのじやないか
と思つた。ところが現在のところでは、
各都道府県は土木部あたりで所管して
おつて、兼任で適當なことをやつて
るだけけれども、実際に現地を見廻つて
除去したというふうな例は、我々は案
内にして知らない。で、費用の点につ
いてはそれは地方の公共団体に予算化
させるように指導して行くといふよう
な意味合いの話ですから、本省のほう
としてはそのほうの面倒を見るのだす
か、見ないのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 本省のほう
としましては、この仕事は大体地方の
自主的な仕事という工合に考へており
ますので、本省のほうでは今のところ
では補助といふものの対象にはなつ
ておらないのであります。ただこうい
うものは実は地方でやるより国が補助
したほうがいいじやないかといふよう
なお話もあるだらうと思つたのであり
ますが、こういうものは非常に多くなつ
て参りまして、どうしても地方の財政
で賄ひ切れんといふような場合は、こ
れ又特別に補助の問題もあるだらうと
思ひますが、まあ併しそれまでは根本
的には地方の自治というので、現在の
法律の建前といたしましては平衡交付

金とか何とかいうもので考へて行くと
いうことになるだらうと思つたのであ
ります。

○小笠原三三男君 今地方の財政は、
大なり小なりのそれ／＼の財政需要を
算定して、国と地方と持ち寄つて地方
財政をまあ執行してゐるわけなんです
。そうすれば、小さなこゝろのこと
でも、あなたがおつしやるような、平衡
交付金の算定の中に入るように實際に
措置しておるのですか。又関連してお
るけれども、大体こゝろのことを徹
底してやるためには、全国的にどれく
どの予算が必要であり、人件費等が
どれくらいかかるかという推定でもあ
つたら、それも発表して頂きたい。

○政府委員(八嶋三郎君) 平衡交付金
の中に屋外広告として入れておるか
というお話でございますが、私は屋外
広告としては聞いておりません。ただ
都市計画の費用としては、一部算定の基
礎が出ておるのでございますが、それ
から違反物件がどの程度あつて幾ら
金がかかるかという問題につきま
しては、こゝろのうまあ違反の、これは
つと前にも田中先生から御質問があつ
たのでございまして、こゝろのいゝわ
ゆる無断建築の、無断のいわゆる広告物
の違反といふことにつきましては、実
は一々数えてはおりないのでございま
すが、この件数は実はわかつておりま
せんのでございまして。ただ届出でま
したものにございまして、いわゆる勧告さ
せてやらせたとか、そういうことは、
県においての統計は或る程度は持つて
おるのでございまして、その管理者が
わからない違反建築物についての件数
は、今のところわかつておりません。

○小笠原三三男君 それでは、この法

律が施行され、條例が各都道府県で
きました以後は、この違反表示はあつ
たにたところで、直ちに撤去される
といふことについて確信を持つておら
れますか。

○政府委員(八嶋三郎君) これは、今
度はそういう意味におきまして、従来
はまあ都道府県で大体やることになつ
ておつたのであります。今度はこの
規定によりまして、市町村のほうに一
部を委任させまして、市町村で直接そ
ういふ仕事をやらせようといふふう
に考へておりますので、従来よりも私
はつと徹底して違反取締ができると思
つております。

○小笠原三三男君 ではこの法律が通
つた後には、東京都において一切そ
ういふことが迅速に取行われるであらう
といふふうには我々として考へておつて
よろしいと思ひますか。

○政府委員(八嶋三郎君) できるだけ
私もとしましてはそうさすべく指導
して参りたいと思つております。

○赤木正雄君 もう一つお尋ねいたし
ます。飛行機の上からいゝ／＼な広告
ビラと言ひますが、それを撒布して行
くことも考へ得るものであります。あ
あいうものに対して、やはり道路に
撒布したものとか、或いは屋内に撒布
したもの、これの掃除、そういうこと
はどういうことになるのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) これは、そ
のビラ、單なるビラを撒布するといふ
のは、実は屋外広告物法の中には規定
しておらないのであります。これはま
あ一定の期間掲示するとか何とかい
ふことで大体防止するとか何とかい
ふのであります。それはちよつとこの
屋外広告物法の規定では律すべきもの

ではなくして、他のいわゆる法令によつて律すべきものではないかと思つております。

○赤木正雄君 広告の目的といたしましては、飛行機からビラを撒いても目的を達する。併しそれは無論一定の場所でないもので、或いは屋内にも入りましようし、公園地区にも行きましようが、それは全然広告物とは認められていないのか、今承りましたが、何だかその間に割切れないようなものがあるように思いますが、多少この点に対して御研究なすつた点がありますか。

○政府委員(八幡三郎君)　ただ單にビラを街において配付するとか何とかいふつたような場合等がありますれば、これは、言つて見れば、道路取締の上に於ける違反になるだらうと思ひます。又或いは輕犯罪の規定の適用は私はあまり得るだらうと思ひますが、そういふ一つのビラを配付する、そのビラについて、この法律の対象として持つて行くといふことにはどうかというので、実は一定の範圍を縮小いたしまし

して、この法律というものを立案した
したのでございます。

○赤木正雄君　先ほどから申す通りに、一定の期間ということについては、私は疑問があると思います。先ほど言つた通りに、映画のごときは極く瞬間ですから、やはり一定の期間非常に効果がある、そういう点をもう少しお考えになつたほうがよかつたと思うのですが、その点はお考えにならないか、つたのですか。

○政府委員(八幡三郎君) これはどうも広告の効果とか、広告の内容とかいふたようなことにつきましては、実は触れなかつたのでございます。どうしてもやはり都市の美観の点、危雷の予防といふことに重点を置いて考えたことですから、広告の効果であるとか、広告の内容が政治的に亘るとかいふたような事柄は、これは又別個の法律に於いて考えるべきものであつて、このおいて考えるべきものであつて、この屋外広告物としましては、実は考えるべき要素じゃないというので省いたのでございいます。

○赤木正雄君 例の風船と言いますか、大きなアドバルーン、あれなんか、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(八嶋三郎君) これは一定の期間、一日中ずつとやつておるとか何とかいつたようなことになりますれば、又数日やつておるということになりますならば、当然私はアドバルーン等は屋外広告物として差支えないと想つております。

○田中一君 これに関連いたしまして、住宅局長にちよつと伺いたいのですが、屋外広告物、いわゆる工作物として定義付けられておるのですが、建築基準法の面から行きまして、柱或いは

は壁を、建築物の柱や壁を利用して、建

建築物から腕木を出し、そこに腕木を出した工作物、これはこの対象になる工作物ですか、それとも建築基準法によるところの建築の一部とみなすべきか、或いはこれに定義付けられますところの屋外広告物法の取締を受けるのか、その間の定義はどういうふうに解釈されますか、建築基準法と関連して。

○政府委員(大村巳代治) 建築基準法の建前から規定してある面と、それから広告物取締法の両方被せるように私は考えております。

○田中一君 そうしますと、建築物の壁或いは柱から、何というか、梁ですか、梁を出して、それは建築物につけたものじやなく、建築物から梁を一本二尺ばかり出して、延長してあるわけですね。そうしてそこに何か旗でもぶら下げるという場合に、これは建築基準法の建築物とみなすか、或いは広告物法によるところの広告物とみなすか。

○政府委員（大村巳代治君） 建築基準法の建築物であると同時に、広告物法

に入ると思います。（「名答」と呼ぶ者あり、笑声）

○田中一君 住宅局長にもう一遍伺いますが、その梁に何にも揭示しない場合は何とこれを見られますか、ただ梁が一本出ている場合、この場合何と定義付けられますか。

○政府委員(大村巳代治君) 建築基準法の第八十八條の工作物と考えます。

○田中一君 私今建築基準法を持ちましてんからわかりませんが、その八十八條ですか、八十八條に何と定義付

けられておりますか、読んで見て下さい。

○政府委員(大村巳代治君)「(工作物への準用)」という項目でございまして、二箇突、広告塔、高架水そう、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するものについては、その築造を第六條第一項第四号の建築物の建築とみなして、第六條から第十三條まで、第十八條、第二十條、第三十二條、第三十三條、第三十六條中第二十條及び

第三十三條に關する部分、第三十七條、第三十八條、第四十條、第八十九條並びに第九十條の規定を準用する。」
○田中一君 そうすると、それは建築物としての取締を受けるわけですね。
○政府委員(大村巳代治君) そうで

ざいます。

○田中一君　そこに旗をぶら下げれば、これは屋外広告物の法的範囲内に入るわけですか、これは都市局長にお伺いいたします。

○政府委員（八幡三郎君）　まあ旗でも広告物とみなせばこれに入ると思いますが、

す、これに類する旗というのは、とういう意味の旗か、日の丸の旗という意味ですか、それとも店の広告をして

おるといふような旗ですか。

○田中一君 先般都市局長が言われたように、内容には触れません。広告物を出すのですから、旗というものは何でも、国旗でもそうでしょうし、その内容には触れませんが、そういう場合にはどうなりますか。

○政府委員(八幡三郎君) 一応は広告物として考えていいと思いますが、ただだいろ／＼と商売上のこと等につきましては、この規定を適用しないといふことを條例の中に一応謳つております。

承おき願いたいと思います。

持つておると思うのです。或る目的だけを中心にして、その部分だけの事を挙げるための法律が屋外広告物法という一般的な包括された法律であるという点が、いろいろ問題になるように思うのです。それでこれはいつまでも質問を展開しても、満足が行かんとおもうのです。暫く私たつたものを著

思ふので、暫くも待たせられたい。それと、考へる必要があるので、思考する期間を與へてもらいたい、その期間を限定して一つ考へさせて頂きたい。

○小川久義君　どうもさつきからの質疑を聞いておると、何か食い違ひように思ふのですね。それはどういふことかという、広告物の取締というところに重点を置いた考へ方と、美観地区なら美観地区に指定したと、その美観を保持するということに重点を置いた考へ方との食い違ひのようにも思ふのです。広告物を取締るのなら、先ほどから

御説のものなす音取れる。よに
 に織込まなければならん。ところがそ
 の市なり都の美観を保持する、それを
 自治体に責任を負わして美観を傷つけ
 ないように守つて行くということが重
 点のように思う。そうすると僕は大き
 た議論もないのではないかと思うので
 すが、これはどつちなんです。広告
 物を取締ることは別の規則にあるはず
 なんです。いろ／＼の規則にこうい
 うことの取締法があるわけなんです。
 狙いとするところは、美観地区と指定
 した、その美観を傷つけない程度に守つ
 て行くこと、その守る責任を都道府県
 なり市町村に背負わせると、こうい

○委員長(廣瀨與兵衛君) 小川君の御意見に御同意ですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(廣瀨與兵衛君) それではこれはあとに延ばします。

○委員長(廣瀨與兵衛君) 続いて公営住宅法第六條の規定に基づき、承認を求むるの件。塚原政務次官から提案理由の説明をお願いいたします。

○政府委員(塚原俊郎君) 「第一期公営住宅建設三カ年計画」大綱の提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

公営住宅建設三カ年計画は、昭和二十六年法律第九十三号を以て公布されました公営住宅法第六條第三項の規定に基づき作成したものであります。

以下第一期公営住宅建設三カ年計画作成の経過の概要を申し上げますと、昨年七月各都道府県知事に対し、第一期公営住宅建設三カ年計画の資料の提出を求め、この資料を集計整備いたしましたと共に、国及び各地方公共団体の住宅需要と財政事情並びに住宅金融公庫による融資住宅の建設見込その他民間における自己住宅の建設見通し等との関連の下に前記資料につきまして検討調整いたし、一月末第一期公営住宅建設三カ年計画の資料を作成したのであります。

次いでこれを住宅対策審議会に諮りましたところ三月一日同審議会から意見書の提出がありましたので、これに基づき且つ現下の国民経済、国及び地方の財政事情等諸般の情勢を考慮いたしまして更に検討を加え、去る三月七日第一期公営住宅建設三カ年計画案を作成し閣議の決定を見た次第であります。

次に第一期公営住宅建設三カ年計画の内容を申し上げますと、第一に、三カ年間に占める建設戸数は十八万戸といたしました。第二に、建設戸数の比率を第一種公営住宅につきましては、総戸数の七五%、第二種公営住宅につきましては木造に限りまして総戸数の二五%といたしました。第一種公営住宅はこれを木造住宅と各種耐火構造住宅に分けまして、公営住宅の総建設戸数に対し、それぞれ木造住宅の比率を四〇%に、各種耐火構造住宅の比率を三〇%といたしました。第三に、公営住宅の建設に併せまして、その団地の生活環境を向上するため、児童遊園、共同浴場、集会所等の共同施設を建設することといたしました。

以上が本計画の提案の理由と内容の概要でございます。何とぞ御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(廣瀨與兵衛君) お諮りいたしますが、ここで質疑は後にいたしますして、住宅局長から何か細かい説明をお願いいたしますようか。

○小笠原二三男君 次回でいいよ。

○委員長(廣瀨與兵衛君) それでは質疑を延ばします。説明も延ばします。

○委員長(廣瀨與兵衛君) それじや私も、私と小笠原君と建設委員会を代表いたしましたして十勝沖の地震の視察に参りましたのですが、簡単に御報告申し上げます。

私も三月八日から三月二十一日まで十四日間北海道、青森、岩手、この三県の地震の被害について調査に参りました。先ず札幌に集まりまして、道庁で説明を聞きまして、全部で釧路から

ら浜中、霧多布、こういうふうに参りまして、あとは全部でその被害地を歩きますと、非常に時間がない、日がないので二班に分れて、十勝班と日高班に分れて、それから日高班が青森、十勝班が岩手、こういうふうに廻つて参りました。大体被害の報告はお手許に道庁から参つておりますので、ただ特筆したところだけ申し上げますと、被害の程度は非常にひどいものであります。火災がなかつた。学校が倒れかかつてもストーブを持出したというようなことで被害が非常に少なかつた。火事がなかつたために、それと一ツ津波で被害が多かつたのは霧多布、トコタン、これは水山が津波と一緒に参りました。家をめちや／＼にしてしまつたというのが今までの我々の地震にあつたことと違つたところでありました。大体において非常に被害はあつたけれども、軽微で済んだ、こういうことになつております。あとは思想問題でソ連に近いとか、或いはどこで共産党が宣伝をしたとかいうようなことがありましたけれども、これも無電がよく発達しておりますので、心配ないというようなことで、思想問題は少しの間を起さずに済んだというようなことであります。ただ私も参りました、感じましたことは、今までははずつといわゆる北海道に行きますと、夏行きますと見物が多かつたので、北海道はいい所だというふうに感じて参りましたが、今回は災害地を細かく視察いたしましたので、自動車がなく消防自動車に乘せられたり、トラックに乘せられたりいたしまして、如何に北海道はひどい所であるかというふうなことを感じて参りました。雪が多くて途中で

乗合自動車がとまつてしまつて後押して歸つて来たというふうなこともございました。大体において北海道の道知事が来て、いろいろ議會にも説明し、内閣にも頼んで、そして何とかこの損害を早く復旧できるようにというようなことを頼んでおりますが、大分これも進んだようであります。あと特筆して申上げたいことは、青森、岩手、青森も、岩手も地震の被害は非常に少かつたのですが、津波の被害で土台をやられてしまつた、或いは青森のごときは海を埋められてしまつたというようなことがございまして、目に見えた被害よりも目に見えない被害が大分あつたように感じられます。あとは明日日本會議で何か報告しろということでございますから、どうぞ速記を御覽下さいまし、お願いいたします。

○委員長(廣瀨與兵衛君) それからちよつとお諮りいたしますが、明日は本會議がございまして、予算が通るとか、通らないとかいうので、委員会の定例日でありますけれども如何いたしましてようか。

○田中一君 私はできると思ふのですが、やりましよう。どつちみち深更十二時までに及ぶだろうと考えられますから十分余裕があると思ひます。

○委員長(廣瀨與兵衛君) それでは明日午前十時から開会いたしまして、屋外広告物の改正案を続けます。次に道路整備特別措置法案の提案理由の説明を聞きまして、なお公営住宅の承認案件について審議をいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀨與兵衛君) それではさう決定いたします。本日はこれで散会いたします。午前十一時五十九分散会

三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、屋外広告物法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、道路整備特別措置法案
道路整備特別措置法案
(この法律の目的)

第一條 この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することのできる道路を新設し、又は改築する場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

(用語の定義)
第二條 この法律において「道路」とは、道路法(大正八年法律第五十八号)第一條に規定する道路をいい、同法第二條に規定する道路の附屬物を含むものとする。

2 この法律において「料金」とは、建設大臣又は道路の管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。

(料金を徴収することができる道路の新設又は改築)
第三條 建設大臣は、道路が左の各号に規定する條件に該当する場合

に限り、道路法第二十條第二項の規定にかかわらず、自ら当該道路を新設し、又は改築（舗装を含む。以下同じ。）して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行に因り著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

三 当該道路の新設又は改築に要する費用が償還を要するものであること。

2 料金の額は、当該道路の通行又は利用に因り通常受ける利益の限度をこえないものでなければならぬ。

3 前項に規定するものの外、同項の料金の額の基準は、政令で定める。

4 建設大臣は、第一項の規定により徴収する料金を決定し、又は変更しようとする場合においては、その料金につき、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならない。

5 建設大臣は、料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、官報でその額及び徴収期間を告示しなければならぬ。当該料金の額は徴収期間を変更しようとする場合においても、同様とする。

（管理者の意見の聴取）
第四條 建設大臣は、前條第一項の規定により道路を新設し、又は改築しようとする場合においては、

あらかじめ、当該道路の管理者の意見を聞かなければならない。

2 前項の規定により道路の管理者が意見を提出しようとする場合においては、その統轄する地方公共団体の議事に諮問しなければならない。

（料金徴収の対象）

第五條 第三條第一項の規定による料金は、同項の規定により新設し、又は改築した道路を通行し、又は利用する道路交通法（昭和二十二年法律第三十号）第二

條第四項に規定する諸車及び無軌条電車から徴収する。但し、同法第十條第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 渡船場、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、前項本文の規定にかかわらず、当該施設を利用する人からも第三條第一項の規定による料金を徴収することができる。

（料金を徴収することができ道路の新設又は改築の許可）
第六條 道路の管理者（都道府県知事及び市長である場合に限る。以下本條、第七條及び第十條において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、且つ、当該道路が第三條第一項第一号及び第二号に規定する条件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

の規定は、前項の規定による料金について準用する。

3 道路の管理者は、第一項の規定による許可を受けようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議事に諮問した上、設計図その他必要な図面を添附して、左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 工事方法

二 工事予算及び資金の貸付希望額

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 收支予算明細

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

4 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を與えることができる。

5 道路の管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議事に諮問した上、建設大臣の許可を受けなければならない。

建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

7 建設大臣は、第一項又は第五項の規定による許可をしようとする場合においては、第三項第五号の料金に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならない。

8 第三條第五項の規定は、道路の管理者が料金を徴収しようとする場合及び当該料金の額又は徴収期間を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「官報」とあるのは、「道路管理者である都道府県知事又は市長の定める方法」と読み替へるものとする。

（資金の貸付）
第七條 建設大臣は、大蔵大臣と協議の上、昭和二十七年以降三年間を限り、前條第一項の規定により許可を受けた道路の管理者の統轄する地方公共団体に對し、その申請に基づき、当該道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

（貸付の条件）
第八條 前條の規定により貸し付けられる資金（以下「貸付金」という。）の利率、償還期限及び償還期間は、政令で定める。

2 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、資金の貸付を受けた地方公共団体は、貸付金についていつでも繰上償還をすることができる。

定にかかわらず、貸付を受けた地方公共団体に對し、貸付金につき一時償還を請求することができ

一 貸付を受けた地方公共団体が償還金の支拂を怠つたとき。

二 貸付を受けた地方公共団体が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

4 建設大臣は、貸付を受けた地方公共団体が災害その他の特別事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつた場合においては、その申請に基づき、貸付の条件又は元利金の支拂方法を変更することができる。

（報告及び検査）
第九條 建設大臣は、貸付の目的を最もよく達成するために必要があると認める場合においては、貸付を受けた地方公共団体に對して報告をさせ、又はその職員をして貸付金の使用に關し、当該地方公共団体の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

（許可を受けた者の義務）
第十條 第六條第一項の規定により許可を受けた道路の管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、建設大臣の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

七

工事方法に適合することになるよう
に工事方法の変更その他必要な
措置をとるべきことを命ずること
ができる。

3 許可を受けた道路の管理者は、
第一項後段の規定による検査に合
格した後でなければ、当該道路の
供用を開始してはならない。

(維持修繕費の補助)

第十一條 建設大臣は、第三條第一
項の規定により新設し、又は改築
した道路の管理者の統轄する地方
公共団体に対し、当該道路の料金
徴収期間内における維持修繕費に
ついて、予算の定めるところによ
り、補助することができ。

(権限の代行)

第十二條 建設大臣は、第三條第一
項の規定による権限を当該道路の
管理者に代行させることができる。

(道路法の適用)

第十三條 この法律による道路の新
設、改築その他の管理について
は、この法律に定めるものを除く
外、道路法(第三十三條第三項及
び第三十五條第一項を除く)の規
定の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月
一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法
律第百十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第三條第十三号の次に次の二号
を加える。

十三の二 特定道路整備事業特
別会計の経理を行うこと。

十三の三 道路整備特別措置法

(昭和二十七年法律第 号)
第三條第一号の規定により料
金を徴収すること。

第四條第七項中「前條第十三号
第十五号及び第十六号」を「前條第
十三号から第十三号の三まで、第
十五号及び第十六号」に改める。

三月二十二日本委員会に左の事件を付
託された。

一、住宅金融公庫法中一部改正に關
する請願(第二二八号)

一、広島、長崎特別都市建設事業促
進に関する請願(第二三五号)

一、横浜市の接収解除に関する請願
(第二四七号)

一、矢作川學母地区改修工事施行に
関する請願(第二二五号)

一、河川の水利用許可権移管反対に
関する陳情(第五八〇号)(第六
五一号)

一、十勝沖地震による災害復旧の陳
情(第五八一号)

一、地方自治体に対する住宅金融公
庫融資等の陳情(第五九九号)

一、渉外労働管理委託事務費国庫補
助増額に関する陳情(第六三八号)

一、東北地方冬期交通確保に国庫助
成の陳情(第六四〇号)

一、住宅金融公庫の融資等に関する
陳情(第六五〇号)

一、熊本県本渡瀬戸運河開さくに関
する陳情(第六五二号)

一、砂利道補修工事費国庫補助増額
に関する陳情(第六五四号)

一、風水害特殊常例地特別助成法制
定に関する陳情(第六五五号)

第二二八号 昭和二十七年三月十
二日受理
住宅金融公庫法中一部改正に関する請
願
請願者 東京都品川区西中延二
ノ八九六全東京都住宅
事業生活協同組合連合
会内 渡辺潜外二名

紹介議員 田中 一君
建築知識と経済力の乏しい個人によつ
て、現在の住宅不足を緩和することは
できないから、適当な団体による計画
的建設を奨励するため、営利を目的と
せず率仕第一を組合精神とする生活協
同組合をして、住宅事業を営ませる
よう、住宅金融公庫法第十七條第一項
に「消費生活協同組合法による消費生
活協同組合」を、また同條第一項第三
号「住宅を建設して賃貸」の次に「又は
譲渡」をそれぞれ追加せられたいとの
請願。

第二二五号 昭和二十七年三月十
三日受理
矢作川學母地区改修工事施行に関する
請願
請願者 愛知県學母市議會議
長 杉浦定吉外一名
紹介議員 竹中 七郎君 北村
一男君

紹介議員 岩沢 忠恭君 秋山俊
一郎君 藤野 繁雄君
山田 節男君 山下
義信君 山川 良一君
小林 政夫君 楠瀬
常緒君
広島、長崎の両市は、わが国最初の特
別法に基く都市としてそれぞれ国の助
成による建設事業を遂行しているが、
昨年度からその国庫補助率が切り下げ
られたため、折角の両市建設事業も画

へいに陥する虞があるから、国庫補助
率三分の二の復活ならびに起債わくの
拡大について特別の措置を講ぜられ
たいとの請願。

第二四七号 昭和二十七年三月十
三日受理
横浜市の接収解除に関する請願
請願者 横浜市議會議長 嶋村
力

紹介議員 重宗 雄三君
横浜市内の重要地区の多くが接収され
ているため、港都市計画遂行上致命
的障害となつてゐる。またその地域に
おける経済活動を閉ざされた百万市民は
六箇年に亘つて国家的犠牲となり、解
除の日を待望しているから、国家全体
の立場より急速に接収が解除せられる
よう措置せられたいとの請願。

第二二五号 昭和二十七年三月十
三日受理
矢作川學母地区改修工事施行に関する
請願
請願者 愛知県學母市議會議
長 杉浦定吉外一名
紹介議員 竹中 七郎君 北村
一男君

紹介議員 岩沢 忠恭君 秋山俊
一郎君 藤野 繁雄君
山田 節男君 山下
義信君 山川 良一君
小林 政夫君 楠瀬
常緒君
広島、長崎の両市は、わが国最初の特
別法に基く都市としてそれぞれ国の助
成による建設事業を遂行しているが、
昨年度からその国庫補助率が切り下げ
られたため、折角の両市建設事業も画

河川の水利用許可権移管反対に關す
る陳情
陳情者 鳥取県議會議長 沢住辰
蔵

政府は近く、電源開発の促進を理由と
して、現行河川法を改正し、現在地方
庁の権限である河川の水利用の許可
権を国に移管する法案を準備している
とのことであるが、かかる改正は、電
源利用、かんがいならびに工業用排水
はもとより、それぞれの実状に即して
行方地方公共団体の河川に対する総合
行政を根底より覆するものであり、関
係地元にも不測の混乱を招く結果となる
から、河川の水利用許可権について
は、現在通り地方庁の権限として維持
せられたいとの陳情。

第六五一号 昭和二十七年三月十四
日受理
河川の水利用許可権移管反対に關す
る陳情
陳情者 東京都議會議長 菊池民
一

この陳情の趣旨は、第五八〇号と同じ
である。

第五八一号 昭和二十七年三月十日
受理
十勝沖地震による災害復旧の陳情
陳情者 北海道議會議長 蔭田余
吉

今次の十勝沖地震は、開発途上にある
北海道に大損害を與えたので、災害復
旧のため目下各方面の協力を得て緊急
対策に全力をつくし、民心の安定を図
りつつあるが、被害が広範囲にわたる
ため被害の増大が予想されているか
ら、すみやかに復旧対策を実施せられ
たいとの陳情。

第五九九号 昭和二十七年三月十一日受理
日受理
地方自治体に対する住宅金融公庫融資等の陳情
陳情者 新潟市議會議長 小島喜藏

住宅金融公庫の融資の対象は、現行法では個人に限られているが、伝えられるように地方自治体もその融資を受けられるとすれば、極めて困難なる住宅問題の解決も促進され、ひつ迫を告げている地方自治体の財政確立の一助となることは必定であるから、これがすみやかなる実現を図られるとともにその融資の対象が都市の大小、震災、非震災の制限を附さないよう取り計らわれないとの陳情。

第六三八号 昭和二十七年三月十四日受理
日受理
渉外労働管理委託事務費国庫補助増額に関する陳情
陳情者 宮城県知事 佐々木家壽
治外七名

本米国の業務である渉外労働管理委託事務費予算は、当然全額国庫負担すべきものであるにもかかわらず、年々一、五割から二割余の過重な追加負担を地方自治体に負わしめている実状であつて誠に不合理であるから、今後本業務の円滑な運営を確保するため、地方の実状による予算単価の適正改善方をすみやかに講ぜられたいとの陳情。

第六四〇号 昭和二十七年三月十四日受理
日受理
東北地方冬期交通確保に国庫助成の陳情
陳情者 宮城県知事 佐々木家壽
治外七名

積雪寒冷單作地帯の振興対策として、昭和二十六年三月法律第六十六号をもつて積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法が公布施行されたが、更にこれと一環して東北地方積雪地帯における冬期の防雪、除雪のため、交通防雪措置および除雪機械の購入、運搬費用について国庫助成の方途を講ぜられたいとの陳情。

第六五〇号 昭和二十七年三月十四日受理
日受理
住宅金融公庫の融資等に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次
治外七名

国力復興の重要な基盤である国民の住宅問題解決については公営住宅法の制定または住宅金融公庫法による融資等によつてそれぞれ措置せられてはいるが、一は建設戸数が少く他は利用に相当のあい路があつて切実に住宅を望む勤労者階層への均てん率は極めて低値であるから、これが打開のため、住宅金融公庫の融資、賃貸住宅の賃貸料等について適当な措置を講ぜられたいとの陳情。

第六五二号 昭和二十七年三月十四日受理
日受理
熊本県本渡瀬戸運河開さくに関する陳情
陳情者 鹿児島県議會議長 米山恒治

熊本県本渡瀬戸は、天草島を上下両島に分つ海峡であつて、鹿児島、不知火沿岸方面および天草上下島の東海岸沿岸と有明海沿岸、長崎県島原半島方面および天草西海岸沿岸方面との間における貨客輸送のため船舶交通の要衝として重要な役割を果すものであるが、現在潮面上平均一、四メートルに及ぶ土砂のたまりのため航行可能

時間はわずかに一時間ないし二時間に過ぎず海峡通過に多大の不便と支障をきたしている現状であるから、国庫補助事業として本海峡の急遽なる開さくを図られたいとの陳情。

第六五四号 昭和二十七年三月十四日受理
日受理
砂利道補修工事費国庫補助増額に関する陳情
陳情者 宮城県知事 佐々木家壽
治外七名

戦後の荒廃した道路は、マ司令部覚書の道路整備計画により一応軌道に乗つた観があるが、最近の大型車両増加と交通量激増によつて、地方公共団体の財政のみでは現況を保持できない状態にある。しかるに政府は、明年度より砂利道補修費の大幅減額を考へてゐる由であるが、かくては復興途上の道路は重大危機に陥るから、従来通りの予算を計上せられたいとの陳情。

第六五五号 昭和二十七年三月十四日受理
日受理
風水害特殊常例地特別助成法制定に関する陳情
陳情者 福岡県知事 杉本勝次
治外七名

九州および山口県一四は、風水害の特殊常例地帯と称しても過言でない地域で、わが国南方に発生した台風はすべて同地域を縦断し、毎年じんなな被害を繰り返してゐるため、当該地方の財政は、重大な危機に直面してゐるから、東北地方における寒冷單作地帯助成法に準じ、九州、山口地方の災害防除ならびに災害復旧について特別法を制定し、強力迅速な対策を実施せられたいとの陳情。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案
連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案
連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

附則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

二、連合国軍人等住宅公社法（以下「公社」という。）は、この法律施行の日において、解散する。

三、この法律施行の際現に公社に属する権利義務は、国がその時ににおいて一般会計に承継するものとする。

四、特別調達庁は、特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第三條に掲げる事務の外、公社の解散に関し必要な整理事務を行うことができる。

五、内閣総理大臣は、公社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、公社の解散の登記を嘱託しなければならない。

六、登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記をしなければならぬ。

七、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八、特別調達庁設置法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号を削る。

九、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一号の三を削る。

附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。

十、印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号の六の二を削り、同條第六号の六の三を同條第六号の六の二とする。

十一、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「及び連合国軍人等住宅公社」を削る。

十二、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

十三、公社の昭和二十六年度の決算については、なお従前の例による。

この場合において、公社の行うべき事務は、特別調達庁長官が行うものとする。

十四、予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

九

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 片